

## 就学援助についてのお知らせ

新見市教育委員会

新見市では、お子さんが小・中学校で安心して勉強できるよう、学用品費や校外活動費などの経費を援助する「就学援助制度」があります。

この援助を申請することができるのは、次のうちいずれかにあてはまる方で、審査のうえ決定します。

- \* 生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった方
- \* 市町村民税が非課税になっている方
- \* 国民年金保険料が免除になっている方
- \* 国民健康保険法の保険料が減免または徴収を猶予されている方
- \* 児童扶養手当を受給されている方（児童手当ではありません）
- \* 市町村民税、個人の事業税、固定資産税のいずれかが減免になっている方
- \* その他の要件をお持ちの方（社会福祉協議会による生活福祉金の貸付を受けている方等）
- \* 上記に該当しないが生活に困窮し、就学援助を必要とされている方

援 助 内 容 （助成予定額：年額）

区分	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
通学用品費 （第一学年を除く）	2,270 円	2,270 円
新入学学用品費	（令和8年度入学者） 50,600 円	（令和8年度入学者） 57,400 円
	（令和9年度入学者） 64,300 円	（令和9年度入学者） 81,000 円
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	（限度） 1,600 円	（限度） 2,310 円
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	（限度） 3,690 円	（限度） 6,210 円
修学旅行費	交通費・宿泊料・見学料等の経費	
	（限度） 22,690 円	（限度） 60,910 円
学校給食費	給食費を徴収しない学校給食費無償化事業の開始に伴い、自己負担がなくなるため、給食費の支給はありません。	

援助を必要とされる方は、下記の書類を **6月5日（金）** までに学校へ提出してください。

**【提出書類】**

- ・「**就学援助交付申請書（兼世帯票）**」※申請書は学校、教育委員会にあります。
- ・「**預金通帳の写し**」（銀行名、支店名、口座番号等が分かるもの。）
- ・「**令和8年度市県民税課税・非課税証明書（世帯票）**」（6月1日以降税務課・各支局で取得可）

わからないことがありましたら、新見市教育委員会 学校教育課（電話：72-6146）へおたずねください。

- \* 学校集金等を滞納されている方につきましてはこれまでどおり、学校から給付を受けていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。